

福知山市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福知山市議会議員政治倫理条例(令和7年福知山市条例第52号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(宣誓)

第2条 条例第4条の規定による宣誓は、宣誓書(別記様式第1号)によるものとする。

(実質的に経営に携わる範囲)

第3条 条例第6条の実質的に経営に携わるときとは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している場合
- (2) 議員がその経営方針又は主要な取引に関与していると認められる場合
(政治倫理基準の違反に関する申立て等)

第4条 条例第7条第1項の規定による申立ては、政治倫理基準違反申立書(別記様式第2号)によるものとする。

2 議長は、条例第7条第1項の規定による申立てをした者が、有権者(同項に規定する有権者をいう。以下同じ。)である場合にあっては、福知山市選挙管理委員会に対し、当該申立てをした者が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を求めるものとする。

3 条例第7条第3項の規定による通知は、政治倫理基準違反申立通知書(別記様式第3号)によるものとする。

4 条例第7条第4項の規定による対応書は、政治倫理基準違反申立対応書(別記様式第4号)によるものとする。

5 条例第7条第5項の規定による通知は、政治倫理基準違反申立対応通知書(別記様式第5号)によるものとする。

6 条例第7条第6項の規定による申出は、政治倫理基準違反説明申出書(別記様式第6号)によるものとする。

(審査請求の手續等)

第5条 審査請求(条例第8条第1項に規定する審査請求をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式による請求書(以下「審査請求書」という。)により行うものとする。

- (1) 条例第8条第1項第1号に掲げる場合 政治倫理基準違反審査請求書(有権者用)(別記様式第7号)
- (2) 条例第8条第1項第2号に掲げる場合 政治倫理基準違反審査請求書(議

員用) (別記様式第8号)

- 2 条例第8条第1項第1号に掲げる場合において、審査請求をしようとする者は、審査請求署名簿(別記様式第9号。以下「署名簿」という。)に、同号に掲げる請求書の写しを添えて、有権者に対し、署名を求めなければならない。

(審査請求書の審査)

第6条 議長は、条例第8条第1項第1号に掲げる場合において、審査請求を受けたときは、福知山市選挙管理委員会に対し、署名簿に署名をした者が選挙人名簿に登録されている者であることの確認を求めるものとする。

- 2 条例第9条第1項の相当の期間とは、同項の規定による補正を求めた日の翌日から起算して14日を超えない期間とし、当該補正の要求は、審査請求補正要求書(別記様式第10号)によるものとする。

- 3 条例第9条第3項の規定による通知は、却下通知書(別記様式第11号)によるものとする。

(審査会設置の通知)

第7条 条例第10条第2項の規定による通知は、審査会設置通知書(別記様式第12号)によるものとする。

(審査会の審査)

第8条 条例第11条第2項の規定による意見又は事情の聴取、資料の提出その他審査に必要な事項の要求は、要求書(別記様式第13号)によるものとする。

- 2 条例第13条第1項の規定による弁明の機会の請求は、弁明請求書(別記様式第14号)によるものとする。

(審査結果の報告)

第9条 条例第14条の規定による報告は、審査結果報告書(別記様式第15号)によるものとする。

(審査結果の通知)

第10条 条例第15条の規定による通知は、審査結果通知書(別記様式第16号)によるものとする。

(公表の方法)

第11条 条例第17条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 福知山市議会ホームページへの掲載
- (2) 福知山市議会だよりへの掲載
- (3) その他議長が適当と認める方法

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

宣 誓 書

私は、市民全体の代表者としての責任を自覚し、福知山市議会議員政治倫理条例に定める政治倫理基準を遵守し、議員としての資質と政治倫理の向上に努め、政治倫理基準に違反する疑いがあるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって当該疑惑を解明し、その責任を明らかにすることを誓います。

年 月 日

福知山市議会議員

別記様式第 2 号 （第 4 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反申立書

福知山市議会議長 様

申立者
住 所
氏 名
電話番号

福知山市議会議員政治倫理条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申し立てます。

対 象 議 員 名	
申 立 て の 内 容	

添付資料

- (1) 政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料
- (2) その他議長が必要と認める書類

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反申立通知書

福知山市議会議員 様

福知山市議会議長 (印)

年 月 日付けで福知山市議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づく申立が別添のとおりあったので通知します。
つきましては、同条例第2条第3項の規定に基づき、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにし、年 月 日までに、当該申立に係る対応書を議長に提出してください。

申 立 て の 内 容	
-------------	--

添付資料
政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料

別記様式第4号（第4条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反申立対応書

福知山市議会議長 様

福知山市議会議員

年 月 日付けで提出された福知山市議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づく申立てについて、次のとおり対応内容を報告します。

申 立 て の 内 容	
対 応 内 容	

別記様式第5号（第4条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反申立対応通知書

様

福知山市議会議長 ㊟

年 月 日付けで提出された福知山市議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づく申立てについて、対象議員から対応内容の報告があったので、通知します。

対 象 議 員 名	
申 立 て の 内 容	
対 応 内 容	

別記様式第 6 号 （第 4 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反説明申出書

福知山市議会議長 様

申 出 者
住 所
氏 名
電話番号

福知山市議会議員政治倫理条例第 7 条第 6 項の規定により、次のとおり申し
出ます。

対 象 議 員 名	
申 出 の 内 容	
申 出 理 由	

添付資料

政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料

別記様式第 7 号 （第 5 条関係）

年 月 日

政治倫理基準違反審査請求書（有権者用）

福知山市議会議長 様

審査請求代表者
住 所
氏 名
電話番号

福知山市議会議員政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり審査を請求します。

対 象 議 員 名	
審 査 請 求 の 内 容	

添付資料

- (1) 審査請求署名簿（別記様式第 9 号）
- (2) 政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料

備考

- 1 審査請求には、福知山市の議員及び長の選挙権を有する 3 0 人以上の連署が必要である。
- 2 審査請求は、審査請求に係る行為のあった日から 1 年以内に行わなければならない。

年 月 日

政治倫理基準違反審査請求書（議員用）

福知山市議会議長 様

福知山市議会議員 会派名及び氏名
代表者
賛成者

福知山市議会議員政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり審査を請求します。

対 象 議 員 名	
審 査 請 求 の 内 容	

添付資料

政治倫理基準に違反する疑いがあることを明らかにする資料

備考

- 1 審査請求には、議員 3 人以上の連署が必要である（連署する議員は、2 以上の異なる会派（会派に属さない議員は、当該議員の総員をもって 1 会派とみなす。）に属する者により行われていなければならない）。
- 2 審査請求は、審査請求に係る行為のあった日から 1 年以内に行わなければならない。

別記様式第9号 (第5条関係)

審查請求署名簿

私は、別添「政治倫理基準違反審査請求書（有権者用）」に記載された審査請求の内容について、福知山市議会議員政治倫理条例第 8 条第 1 項の規定により審査を請求することに賛同し、署名します。

また、私が福知山市の議員及び長の選挙権を有する者であるかどうかについて、福知山市議会が福知山市選挙管理委員会に確認を求めることについて同意します。

[illegible]

備考

- 1 署名は、自筆によるものでなければならない。
- 2 身体の故障等により署名を他人に委任する場合は、代筆者は福知山市の議員及び長の選挙権を有する者でなければならない。この場合において、委任を受けた者は、当該委任した者の氏名の下に代筆者と記載し、代筆者として自らの氏名を自署し、住所等を記載しなければならない。
- 3 署名は、地方自治法施行令第92条第4項に規定する期間を除き、審査請求が行われる日前30日以内に行われたものでなければならない。
- 4 署名が有効となる有権者は、当該署名に係る審査請求が行なわれた日の直近に行われた公職選挙法第22条第1項の規定による福知山市の選挙人名簿の登録において当該選挙人名簿に登録されている者とする。

別記様式第10号（第6条関係）

年 月 日

審 査 請 求 補 正 要 求 書

様

福知山市議会議長

⑨

年 月 日付けで提出された福知山市議会議員政治倫理条例
第8条第1項の規定に基づく審査請求について、下記の理由により
年 月 日までに補正するよう求めます。

記

補正を求める理由

別記様式第 11 号（第 6 条関係）

年 月 日

却 下 通 知 書

様

福知山市議会議長

⑨

年 月 日付けで提出された福知山市議会議員政治倫理条例
第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求について、下記の理由により却下するこ
ととしましたので通知します。

記

却下の理由

別記様式第12号（第7条関係）

年 月 日

審 査 会 設 置 通 知 書

様

福知山市議会議長

㊟

年 月 日付けで提出された福知山市議会議員政治倫理条例
第8条第1項の規定に基づく審査請求について審査するため、下記のとおり福
知山市議会議員政治倫理審査会を設置したので通知します。

記

1 対象議員名

2 審査請求の内容

3 審査会を設置した日

別記様式第 13 号（第 8 条関係）

年 月 日

要 求 書

福知山市議会議員

様

福知山市議会議長

⑩

福知山市議会議員政治倫理審査会の審査のため必要ですので、福知山市議会議員政治倫理条例第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり要求します。

記

1 審査の内容

2 要求の内容

3 要求の理由

別記様式第14号（第8条関係）

年 月 日

弁 明 請 求 書

福知山市議会議長 様

福知山市議会議員

福知山市議会議員政治倫理条例第13条第1項の規定に基づき、審査会に対して下記の方法により弁明したいので請求します。

記

弁明の方法 口頭 ・ 文書

別記様式第 1 5 号 （第 9 条関係）

年 月 日

審 査 結 果 報 告 書

福知山市議会議長 様

福知山市議会議員政治倫理審査会
委員長

年 月 日付けで提出された福知山市議会議員政治倫理条例
第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求について、福知山市議会議員政治倫理審
査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を通知します。

対 象 議 員 名	
審 査 請 求 の 内 容	
審 査 の 結 果	
審 査 会 の 意 見	

別記様式第 16 号（第 10 条関係）

年 月 日

審 査 結 果 通 知 書

様

福知山市議会議長

⑨

年 月 日付けで提出された福知山市議会議員政治倫理条例
第 8 条第 1 項の規定に基づく審査請求について、福知山市議会議員政治倫理審
査会から別紙のとおり審査結果の報告を受けましたので通知します。